

## 寄託文書紹介7

# 綱川文太家文書

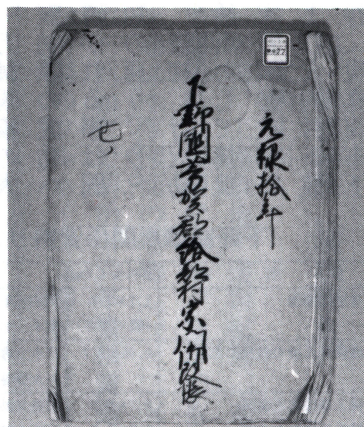
芳賀郡の西北端部、塩谷・那須両郡の郡界に、給部(芳賀町)という所があります。小貝川の支流大川上流左岸に位置する山あいの静かな場所です。今回は、この地の綱川文太家文書を紹介します。

当家には、目録に収載されているだけでも八、〇〇〇点を越える膨大な史料が残され、本県で最も多数の古文書を有する家の一つに数えられます。この綱川家文書を利用した歴史研究は相当行われており、『栃木県史』をはじめとして、様々な研究書の中で、多くの歴史学者により発表されています。

### 収蔵庫の綱川家文書



元禄十年給部村宗門御改帳



割元名主を命じられた文書



さて綱川家ですが、一六九七年(元禄十年)の給部村宗門御改帳によると、当村には七名の本百姓がいましたが、名主(綱川)源次右衛門は、家族七名のほかに百余名の奉公人を抱えていました。綱川家は、村において他を圧倒する卓絶した地位にあったのです。給部村は、翌年から明治維新を迎えるまで、旗本大久保・長田・逸見三氏の相給となりますが、各領主は

当家の力に依存し領内を支配するようになりました。このことから三氏の名主を代々兼任することになったのです。更に当家は、近隣五か村の行政を総括する割元名主にも命じられています。村内のみならず、近隣に他を圧する力がうかがえます。また綱川氏の邸宅は、当時の商品流通路の拠点にあり、

そこを通る荷物の継立て問屋も兼ねていました。

このようなことから、綱川家は、年貢割付状や宗門改帳をはじめとする典型的な名主文書や、問屋としての帳簿類が数多く残されています。そのほか、書状・覚・各種証文・絵図等々、枚挙にいとまがないくらい多種類の近世文書があります。

次に近代の文書ですが、当主綱川大八は一八七二年(明治五年)、第四大区十小区の戸長に任命されます。明治七年には郵便御用取扱も命じられますが、彼はこのほか

探索召捕方・大物代・徴兵議員・学校掛・副区長・学区取締等数多くの役職についています。幕末から明治中期までのその辞令等約六〇点が折本形式でまとめられており、新政府の地方支配について時局を追って知ることが出来ます。そのほか近世と同様、多種多様な多くの文書があり、一層の活用が期待されるものです。(石川 誠)

### 戸長辞令

